十　第七号から第九号までに掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。
十一　下水道処理施設維持管理業者の登録に関すること。
十二　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。
十三　雨水出水浸水想定区域に関すること。
十四～十七　（略）
（地域事業管理官及び上下水道調整官）
第六十一条　地方整備課に、地域事業管理官及び上下水道調整官それぞれ一人を置く。
2　地域事業管理官は、第五十三条第一号から第六号まで及び第十四号から第十七号までに掲げる事務で技術に関するものをつかさどる（上下水道調整官の所掌に属するものを除く。）。
3　上下水道調整官は、第五十三条第四号（下水道に係る部分に限る。）及び第七号から第十三号までに掲げる事務で技術に関するものをつかさどる。
（建設監督官）
第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官七十九人以内を置く。
2　（略）
（開発専門官）
第九十一条　北海道開発局に、開発専門官五十六人以内を置く。
2　（略）
（開発建設部の内部組織）
第九十四条　（略）
2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長六人を置く。
3　（略）
第九十八条　開発建設部に、次の五課並びに広報官及び道路防災推進官それぞれ一人を置く。

総務課
地域連携課
施設整備課
防災課
道路計画課

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
七～十　（略）
（地域事業管理官）
第六十一条　地方整備課に、地域事業管理官一人を置く。
2　地域事業管理官は、地方整備課の所掌事務で技術に関するものをつかさどる。
（新設）
（建設監督官）
第八十九条　北海道開発局（営繕部を除く。）に、建設監督官八十九人以内を置く。
2　（略）
（開発専門官）
第九十一条　北海道開発局（開発建設部を除く。）に、開発専門官二十九人以内を置く。
2　（略）
（開発建設部の内部組織）
第九十四条　（略）
2　札幌開発建設部においては、前項の規定にかかわらず、次長五人を置く。
3　（略）
第九十八条　開発建設部に、次の四課並びに広報官及び道路防災推進官それぞれ一人を置く。

総務課
施設整備課
防災課
道路計画課

2　前項の課並びに広報官及び道路防災推進官のほか、次の表の上欄に掲げる開発建設部に、下欄に掲げる課を、札幌開発建設部に、技術検査官四人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ技術検査官二人を、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ技術検査官一人を、札幌開発建設部に、工事品質管理官二人を、函館開発建設部、小樽開発建設部、旭川開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部、帯広開発建設部、網走開発建設部、留萌開発建設部及び稚内開発建設部に、それぞれ工事品質管理官一人を、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、帯広開発建設部及び網走開発建設部に、それぞれ特定用地対策官一人を、札幌開発建設部に、特定公物管理対策官二人を、札幌開発建設部、旭川開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ流域治水対策官一人を、札幌開発建設部に、特定治水事業対策官二人を、旭川開発建設部、室蘭開発建設部及び帯広開発建設部に、それぞれ特定治水事業対策官一人を、